

(福) みさき福祉会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みさき福祉会（以下「当法人」）定款第8条および第21条に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常務役員等については、月額報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、出席及び監査に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 交通費は理事会、評議員会、監事監査、評議員選任解任委員会に出席したときは、交通費として定額 500 円を支給する。ただし、それ以外の法人業務に携わった時の交通費は実費を支払う。

(役員等の費用弁償)

第5条 役員等が法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収証をもって実費を支給する。

- 2 役員が法人業務に携わった場合の交通費は、役員等の居住地から計算しその費用を弁償する。
- 3 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。ただし、会議・講習等に出席する場合はその主催者の指定する宿泊施設を利用する場合は、その実費額を支給する。

日 当 1日につき 10,000 円

宿泊料 1泊につき 12,000 円

(当法人職員給与等との併給)

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬及び交通費は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 月額報酬については、毎月 10 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。
 - (2) 非常勤役員等の報酬は、理事会の開催時、監査の実行時及び法人業務終了後に支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までに報酬を支給する。
- 3 月の中途における辞任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬は支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程を社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
3. この規程は、平成 29 年 6 月 15 日より施行する。
4. この規程は、平成 30 年 9 月 1 日より施行する。
5. この規程は、令和 6 年 6 月 13 日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役員名	報酬の額
理事長	月額 200,000円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	月額
評議会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000円

（2）理事

	月額
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000円

（3）監事

	月額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000円

（4）評議員選任・解任委員

	月額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000円